

## ハザードマップへの記載項目の不備

対象受検機関：環境農林水産部農政室整備課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																				
<p>1 大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成31年3月改訂）の概要</p> <p>(1) プラン策定の趣旨 ・災害から府民の安全・安心を確保するため、「防災」はもとより、とりわけ人命を守ることを最優先にリスクを低減する「減災」の視点を取り入れ、ため池の防災・減災に関する具体的な取組やその目標等を取りまとめた実行計画</p> <p>(2) 取組期間 ・平成27年度～平成36年度（10年間）</p> <p>(3) 施策の方向 ・大規模な自然災害から社会的・経済的被害を軽減させる「減災」を図ることが重要となっていることから、ハード対策とソフト対策を組み合わせたため池の防災・減災対策を推進</p> <p>(4) 防災・減災対策に関するプランの構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ハード対策〔行政主体〕</th><th>ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・老朽対策 全面改修、部分改修</td><td>・ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 ・豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ・ハザードマップ作成、訓練等実施</td></tr> </tbody> </table> <p>・ハザードマップ作成については、国の補助事業（負担割合：国100）により、各市町村が実施主体として作成。原則として、府のため池耐震診断の実施と併せて作成することとしている。</p> <p>・ハザードマップ作成に当たっては、府は市町村に対し、農林水産省作成の「ため池ハザードマップ作成 の手引き（平成25年5月）」及び大阪府作成の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」を参考にハザードマップ作成が進捗するよう支援</p> <p>(5) ハザードマップに掲載すべき項目【「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」より抜粋】</p> <p>○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池の情報</td><td>名称、位置、貯水量、施設管理者等</td></tr> <tr> <td>浸水想定区域と被害の形態</td><td>範囲、浸水深、被害の形態等</td></tr> <tr> <td>避難場所</td><td>避難施設名称、所在地、電話番号等</td></tr> <tr> <td>避難時危険箇所</td><td>土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等</td></tr> <tr> <td>気象予報等、避難情報の伝達方法</td><td>洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段</td></tr> <tr> <td>気象情報の入手方法</td><td>気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等</td></tr> <tr> <td>緊急時の連絡先</td><td>市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号</td></tr> </tbody> </table>	ハード対策〔行政主体〕	ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕	・老朽対策 全面改修、部分改修	・ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 ・豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ・ハザードマップ作成、訓練等実施	記載事項	内容	ため池の情報	名称、位置、貯水量、施設管理者等	浸水想定区域と被害の形態	範囲、浸水深、被害の形態等	避難場所	避難施設名称、所在地、電話番号等	避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等	気象予報等、避難情報の伝達方法	洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段	気象情報の入手方法	気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等	緊急時の連絡先	市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号	<p>緊急時の迅速な避難行動につなげるためには、避難に係る判断に必要な情報を住民に提供しておく必要があるが、各市町村が作成する全てのため池ハザードマップに記載すべき項目を府がマニュアルで定めていたにもかかわらず、「避難時危険箇所」などが記載されていないものがあった。</p> <p>農政室は、住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目について記載するよう、各農と緑の総合事務所を指導していたが、十分でなかったため、一部の市町村において、マニュアルどおりの運用がなされていなかった。</p>	<p>住民の避難行動に影響を及ぼす情報について、必ずハザードマップに記載すべき項目を改めて明確に定め、今後作成されるハザードマップにこれらの情報が記載されるよう、直接市町村との調整を行っている各農と緑の総合事務所に対し、指導の徹底を図られたい。</p>
ハード対策〔行政主体〕	ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕																					
・老朽対策 全面改修、部分改修	・ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 ・豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ・ハザードマップ作成、訓練等実施																					
記載事項	内容																					
ため池の情報	名称、位置、貯水量、施設管理者等																					
浸水想定区域と被害の形態	範囲、浸水深、被害の形態等																					
避難場所	避難施設名称、所在地、電話番号等																					
避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等																					
気象予報等、避難情報の伝達方法	洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段																					
気象情報の入手方法	気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等																					
緊急時の連絡先	市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号																					

○地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき項目（地域項目）
●避難活用情報・・・想定区域以外の浸水情報、避難の必要な区域、避難時の心得、避難経路、避難勧告等に関する事項 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報（要介護施設、災害弱者情報等）
●災害学習情報・・・気象情報に関する事項 災害に備えた心構え 避難判断材料となる前兆現象など ■ため池堤体からの湧水、堤体のひび割れ、にごり水 ■音、土のにおい、水位の急激な低下、など
●ため池情報・・・日常の管理について 防災利活用、治水活用について
●その他情報・・・主要道路、目標物、地名等

## 2 ハザードマップ作成に関する会計検査院の会計実地検査（平成30年2月）での指摘と対応状況

### (1) 指摘の概要

- 平成28年度に農林水産省から補助金の交付を受けた農村地域防災減災事業（泉南市ため池ハザードマップ作成業務）において作成した4池のハザードマップは、同市の設計図書並びに府の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」に定める共通項目の一部が表示されておらず、地域住民の自主防災力の向上等に資するという補助の目的を達成できていなかった。（同市は、ハザードマップの作成について、府の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」等によることとしていたもの。）

### (2) 平成30年10月1日付け農整第1668号 農政室長通知「ため池ハザードマップ作成に関する会計検査院の指摘を踏まえた対応について」

- 各農と緑の総合事務所長に、指摘内容を市町村へ周知するとともに、再発防止に向け適切な指導を依頼
- ため池ハザードマップに記載されていなかった項目

共通記載項目	ため池の貯水量	
	避難場所	市が定めている避難場所の一部が未記載
	避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、過去に作成したため池ハザードマップにおける浸水想定区域が未記載
地域項目	特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報	病院、要介護施設、保育園が未記載

- 再発防止に向けた注意事項
  - ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）（平成25年10月 大阪府農政室整備課）の確認
  - 委託業者に対する仕様書記載事項の履行の徹底
  - 記載項目については、ため池ハザードマップの対象となる地域住民の避難行動に影響を与えるおそれがあるもの全てを記載
  - ため池ハザードマップに記載する地域項目の検討とその経過を整理した協議録等の整理

<p>5) 地域項目の「特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」には、市町村で定めている避難行動 要支援者が利用する施設等の情報を記載</p> <p>6) 地域住民へのワークショップや説明会の開催と協議録の整理</p> <p>7) 市町村ホームページへの掲載など地域住民への公表の徹底</p> <p>3 ハザードマップに掲載すべき項目について</p> <p>① ハザードマップ作成に当たっては、全てのため池ハザードマップに記載必要な内容として、「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」の共通記載項目に掲げる事項を基本としている。</p> <p>② 平成30年度下半期監査での委員現地調査（中部農と緑の総合事務所）において、地元との意見交換の結果、一部の項目を記載しない事例があることを確認したが、住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目については、記載するよう各農と緑の総合事務所を指導している。</p> <p>③ 農政室は、「避難時危険箇所」等の住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目については、記載すべき項目として、直接市町村との調整を行っている各農と緑の総合事務所に対し指導しているが、平成30年度に市町村が作成したハザードマップにおいても、ため池の浸水想定区域とその他の避難時危険箇所を記載することで危険区域が重複し、見難いマップとなることを理由に、「避難時危険箇所」が記載されていないもの（平成30年度作成の13市町のうち、2市）があった。</p>		
措置の内容		
<p>監査結果を踏まえ、各農と緑の総合事務所に対し、令和元年10月9日付け農整第1692号「ため池ハザードマップ作成に関する指摘を踏まえた対応について」を発出するとともに、10月21日開催の会議の場で、各農と緑の総合事務所の耕地課長に対して「避難時危険箇所」等のハザードマップへの記載を管内市町村に周知徹底するよう指示し、再発防止に向けた指導を行った。</p> <p>「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」の記載項目（共通記載項目、地域項目）等について、各農と緑の総合事務所及び市町村と意見交換を行い、必ず記載すべき項目を再整理の上、改めて明確に定め、令和2年3月に本マニュアルを改訂した。各農と緑の総合事務所に対しては、令和2年3月30日付け農整第2218号「ため池ハザードマップ作成マニュアル（改訂版）」の送付について」を発出し、管内市町村への周知及び適切な指導を通知した。今後、市町村が作成するハザードマップが本マニュアルに基づき適正に作成されているか確認する等、指導の徹底を図っていく。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月2日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）